

項番	該当箇所	コメント内容	金融庁の考え方
1	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)① 「提供場所」	改正案「(3) 海外拠点を活用した業務継続計画に関する留意点」1の「提供場所」とは、海外から実施する業務の実施場所を意味するのか、それとも業務の仕向け地を意味するのか定かでない。業務の実施場所を意味するのであれば「実施場所」と記載すべきではないか。	基本的には、業務の実施場所を想定しております。ご指摘を受けて修正いたしました。
2	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)① 「提供場所」	「提供場所」については、金融商品取引業者等自身が有する海外拠点に限定されず、業務委託先や提携先、あるいは一時的な臨時拠点（宿泊先ホテルなど）も含め、当該金融商品取引業者等の業務継続計画において特定しておけば足りると考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
3	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)① 「業務範囲」	我が国において、既に、認可・登録を受けている業務の範囲内であることを前提としつつ、業務の内容次第で、海外からの業務継続の可否が左右されるわけではないとの理解でよいのか。	海外からの業務継続が可能となる業務範囲は、ご理解のとおり日本拠点が既に許認可を受けた業務の範囲内であることが前提となります。当該範囲内で、どこまでが健全かつ適切に運営可能な業務といえるかについては、一律に判断すべきものではなく、個社の事業継続計画を踏まえて、個別に判断すべきものと考えられます。
4	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)① 「提供場所」	日本拠点の業務を支援する海外拠点（在宅勤務、バックアップ拠点などを含む）が所在する国名・都市名などでよいのか。	業務継続計画においては、拠点毎や業務実施場所毎に具体的な所在地を明示していただく他、バックアップ拠点など重要な拠点も可能な範囲で具体的に定めておくことが求められます。
5	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 主要行等向け指針	危機時の措置として合理的な期間であれば良く、その後必要に応じて延長も有り得べし、ということでのよいのか。	「提供期間」については、一般的に概ね1か月から3か月程度を想定していますが、危機事象に応じて判断すべきものと考えられます。

	Ⅲ-8-2(3)① 「提供期間」		また、提供期間の延長についても危機事象の継続性や、国内における業務提供の可能性、困難性等に応じて容認される場合があります。
6	金商業者向け指針 Ⅳ-3-1-6(3)④ 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)① 「責任の所在」	海外拠点ではなく、日本拠点到責任の所在があることを明確にすることが求められている、との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
7	金商業者向け指針 Ⅳ-3-1-6(3)④ 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)① 「連絡体制」	平時であれば、コンプライアンス担当者等を窓口とする当局との連絡体制が構築されているが、危機時においても、混乱することなく連絡ルートが確保されるか、が着眼点との理解でよいか。 危機のレベル次第で、日本拠点からの連絡が困難となった場合には、海外拠点から連絡する体制を確保することで差し支えないか。	ご理解のとおりです。
8	金商業者向け指針 Ⅳ-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)① 「規模」	改正案「(3) 海外拠点を活用した業務継続計画に関する留意点」①において、「規模」を特定することとされているが、どのような内容を念頭にしたものか例示していただきたい。	業務継続計画においては、海外から業務継続を想定している業務量や人員数等の規模を具体的に記載することを想定しています。 例えば、当該業務に平時から従事しているデスク、人員数、業務フロー等が考えられます。
9	金商業者向け指針 Ⅳ-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)①	例えば、日本拠点で業務に携わる従業員のうち、何割分の業務について、海外からサポートすることを見込んでいるか、など可能な範囲で具体的に示せばよいのか。	ご理解のとおりです。

	「規模」		
10	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 III-8-2(3)①	業務継続体制（BCM）を行う業務にかかる検証について、会社が業務委託を行う業務について行っている検証がある場合には、当該検証を利用することができると理解してよいか。	御質問の具体的な検証内容が明らかではありませんが、本項目に基づく検証内容は、平時から危機時へスムーズに移行できるかといった点の他、日本拠点の業務が海外から提供された場合に適切な法令等遵守態勢やガバナンスを維持できるか、といった点も検証されると考えられます。
11	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 主要行等向け指針 III-8-2(3)①	「また、平時から内部管理業務やバックオフィス業務等の一部を海外グループ拠点に委託している場合、海外から業務を実施することによる影響を検証しているか。」について、業務の負荷や円滑な遂行などに照らして、平時から危機時へスムーズに移行できるか、などが着眼点との理解でよいか。	ご指摘いただいた着眼点の他、委託元の業務の実施場所が国内から海外に移行する中で当該海外から業務提供が継続される場合に適切な法令等遵守態勢やガバナンスを維持できるか、などの点も含まれると考えられます。
12	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 「外務員」	業務継続計画に基づいて海外拠点の営業担当者／トレーダーが日本の業務をカバーする場合は、JSDA の証券外務員登録が必要となるとの理解でよいか。 また、JSDA の証券外務員試験に合格しているものの、登録をしていない海外拠点の営業担当者／トレーダーについて、危機事象の発生中に限って、登録を行ってなくても外務員行為を行うことは認められるか。 JSDA の証券外務員試験を受けていない海外拠点のトレーダーであっても、当該国で証券外務員と同等の登録が行われている場合、危機事象の発生中に限って、日本拠点の業務を行うことは認められるか。	海外拠点の営業担当者／トレーダーが日本拠点の業務として外務員の職務（金融商品取引法第64条第1項各号に掲げる行為）を行う場合は、外務員の登録が必要となります。なお、外務員試験制度は金融商品取引法上の制度ではなく、外務員登録事務の委託を受けている認可金融商品取引業協会や認定金融商品取引業協会が定める自主規制ルールにしたがって実施されている制度ではありますが、海外拠点の営業担当者／トレーダーが当該試験に合格するなどして、各協会が定める外務員資格を有している場合は、外務員の登録を受けることができるものと考えられます。 一方、当該海外拠点の従業員が行う日本拠点の業務が外務員の職務行為に該当しない範囲においては、外務員登録をすることなく業務実施することが可能と考えられます。
13	金商業者向け指針	危機事象の発生中に限って、JSDA の証券外務員試験に合格	

	IV-3-1-6(3)① 「外務員」	しているものの登録をしていない海外拠点の営業担当者／トレーダーが監督して、JSDA の証券外務員試験を受けていない海外拠点の従業員に日本拠点の業務を行わせることは認められるか。	
14	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 「外務員」	法第 64 条に言及しているが、海外拠点から業務を継続する場合であっても、外務行為を行えるのは外務員として登録を受けている者に限られるということか。海外拠点において登録外務員がいない場合、特例的に登録外務員でない役職員が外務行為を行うことはできないのか。	
15	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 「外国証券業者」、 「外務員」	外国証券業者に関する規定である法第 58 条の 2 に言及されているということは、海外において継続される業務は、証券会社自身でなくグループ会社等の外国証券業者が行ってよいということか。その場合、行える業務は上記法の規定の範囲にとどめる必要があるという意味か。	ご理解のとおり、今回の改正により金融商品取引法第 58 条の 2 に係る例外的な取扱いが許容されるわけではありませんので、業務継続計画において外国証券業者が行う業務範囲の考え方に当たっては、同法第 58 条の 2 等を遵守する必要があります。
16	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 「外国証券業者」、 「外務員」	海外拠点が日本拠点の業務を支援する際には、日本拠点の業務として位置付けることが求められているとの理解でよい。 そのためには、海外拠点の従業員を、例えば、一時的な日本拠点への出向、あるいは、日本からの業務を受託する位置付けとすることも一案との理解でよい。 その場合、海外拠点の当該従業員には、日本向け支援業務への専念義務などが課されることはない、との理解でよい。 たとえば、業務継続計画において、海外拠点のトレーダーが日本拠点に出向して日本の業務をカバーする、あるいは日	海外拠点が、日本拠点の業務のうち外務員の職務行為や有価証券関連業（金融商品取引法第 58 条の 2 により外国証券業者が行うことのできるもの等を除く。）などの法令上の登録等をした主体において行われなければならない業務を支援する際には、当該主体と異なる海外拠点又はその従業員から実際に日本に対して提供される業務は、日本拠点の指揮命令下で、日本拠点の業務として、日本の法令等に従って行われる必要があります。なお、一般的には、「委任」の契約形態では、当該海外拠点又はその従業員が委託元（日本拠点）の指揮命令を受けることはないため、その旨の定めがない限り、不相当と考えられます。

		本から海外拠点に業務委託を行って日本の業務をカバーすることになっている場合に、当該トレーダーは、自国におけるトレーディングも継続しながら日本拠点の業務をカバーすることができるとの理解でよい。	一方、海外拠点が、日本拠点の業務のうち内部管理業務やバックオフィス業務等を支援する際には、「委任」の契約形態等をとることも可能であり、その場合は日本拠点の責任において、外部委託先管理を適正に行う必要があります（金融商品取引業者向け監督指針Ⅲ-2-7(2)等ご参照）。 日本向け支援業務への専念義務については、貴見のとおりであり、各社の従業員規程等に従うことになると考えられます。
17	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 「外務員の登録」	海外拠点の従業員が、日本拠点の支援に携わる際には、外務員登録の問題が支障とならないよう、可能な範囲で対応頂きたい（例： 各種の猶予・免除措置や、JSDAWAN や照会対応の利便性向上、危機時を待つまでもなく平時における海外でのオンライン形式での受験・受講など）。	ご指摘いただいたご意見については、各関係団体と連携して対応して参ります。
18	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)① 「外務員の登録」	法第 64 条の遵法性の確保を海外からの営業行為に求めるという趣旨は、海外の職員にとって外務員資格の取得及び登録が容易ではないことを考えると、業務継続計画で実施できる営業行為を、登録不要の業務、たとえば施行令 1 条の 8 の 6 に記載される専門的知識や一定以上の資本金を有する者を相手方とする特定の店頭デリバティブ取引に限定するということでしょうか。	今回の監督指針改正において、ご指摘のような制限を課すものではないと考えております。
19	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) ② 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3)②	海外拠点を活用した業務継続が必要な「危機事象」に該当するか否かの判断は、「主要行等向けの監督指針」Ⅲ-8-2(2)2 に記載されている類型を参考に、各金融機関が行うとの理解でよい。	基本的には、ご指摘の 8 類型のうち、国内における業務継続が困難となったときに本指針の想定する危機事象に該当しますが、8 類型に該当しない場合であっても、やむを得ず海外から行う必要がある危機類型が想定される場合には、海外からの業務提供が可能

	「危機類型」	例えば、日本がサイバー攻撃を受けて日本拠点のシステムがダウンし、海外拠点は業務を継続できている場合は、「主要行等向けの監督指針」の III-8-2(2)2 ハの事故に該当し、危機事象に該当するため海外拠点のトレーダーが日本の業務をカバーできると理解してよい。 あるいは、台風で交通機関が麻痺し、一部のトレーダーが出勤できない場合は、「主要行等向けの監督指針」の III-8-2(2)2 イの自然災害に該当し、危機事象に該当するため海外拠点のトレーダーが日本の業務をカバーできると理解してよい。	な場合もあると考えられます。ただし、その場合でも当該業務が「国内における業務継続が困難となった」といえることが前提であり、一社またはごく一部の金融機関のみが影響を受けるような事態も含まれるものの、例えば、「一部のトレーダーが出勤できない場合」がこれに該当するためには、可能な限り国内で業務を継続するための措置（例えば、当該トレーダーの業務を出勤可能な国内の他のトレーダーが行うなど）を講じることができず、当該業務全体が国内において継続困難となるような状況に陥ることが必要であると考えられます。
20	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3)② 主要行等向け指針 III-8-2(3)② 「危機類型」	危機の類型としては、既に、例えば、「主要行等向けの監督指針」III-8-2（2）に、「自然災害」、「テロ・戦争」、「事故」など8類型が例示されているが、危機の類型次第で、海外からの業務継続の可否が左右されるわけではないとの理解でよい。 「業務継続計画において、大規模な災害等により、国内における業務継続が困難になったとき」の「大規模な災害等」とは、複数の金融機関が影響を受けるような大規模災害のみならず、大多数の金融機関には問題がないものの、一社またはごく一部の金融機関のみが影響を受けるような事態も含まれるとの理解でよい。	

21	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3) その他	海外の遠隔拠点を使うのではなく、国内の別地域に拠点を設置しておき、そこで対応する方が、国内市場活性化の面でも、金融監督の観点においても得策ではないでしょうか？ 海外の拠点では、まず現地の法規順守が最優先であり、どこまで日本の金融当局の監督権限を及ぼせるのか疑問です。	金融商品取引業者及び預金取扱等金融機関は、業務の公共性に鑑み、危機時においても必要最小限の機能を維持するために、従来から危機管理態勢の整備が求められております。 今回の改正は、本邦金融市場の災害リスク等に対する強靱性を高める観点から、①本邦法令や業務上の諸規則を遵守するという前提のもとで、②やむを得ず、一時的に海外から業務を実施する必要がある場合において、業務継続計画にかかる監督上の着眼点を追加したものです。
22	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3) その他	海外拠点を利用した事業継続計画は、各社において作成しておけばよく、事前に金融庁への届け出や承認を受ける必要はないと理解してよいのか。	業務継続計画の適切性について、あらかじめ、個社へのヒアリング等を通じて内容を検証するとともに、必要に応じて報告徴求命令等により内容の提出・説明を求めることを想定しております（金融商品取引業者向け監督指針 IV-3-1-6 (1)「意義・対応」、主要行等の向け総合的な監督指針Ⅲ-8-1 (1)「意義・対応」ご参照）。
23	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3) その他	海外拠点から国内向けに証券業務を行う際の各国の法制上の留意点については、事業継続計画を作成する中で、各社で確認し準備をしなければならないのか。海外法制等に係る留意点等を示したガイドラインなどを作成される予定はあるか。	業務継続計画において、各社が各業務内容や契約関係等に応じて海外現地の法令及び本邦関連法令を遵守できる態勢を構築する必要があると考えられます。

24	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 III-8-2(3) その他	事業継続計画に従って、海外拠点からの業務を開始することとなった場合には当局にその旨報告（1記載の危機の類型、業務の範囲、規模、提供場所及び提供期間等）を行うことになるのか。その場合、何か手続きが必要となるのか。	業務継続計画においては、危機発生時における責任体制の明確化や、危機発生時における組織内及び関係者（関係当局を含む。）の報告・連絡体制、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制が適切に整備されている必要があります（金融商品取引業者向け監督指針 III-2-9(1) ①二及び②ロ、主要行等向けの総合的な監督指針 III-8-2(2)③、④、⑥参照） ご指摘の例示については、当庁が上記体制の適切性を検証する上で確認することになると考えられます。
25	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 III-8-2(3) その他	（注）「なお、証券会社等が、グループ海外拠点の業務継続計画に基づき当該拠点の業務を行う場合、現地法令及び本邦関連法令を遵守する必要があることについて留意することとする。」について、海外拠点が危機に見舞われた場合に、現地法令及び本邦関連法令を遵守する限り、日本拠点が海外拠点の業務継続を支援しても差し支えない、との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
26	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 III-8-2(3) その他	従来、業務上の出張に関しては、途上において域外から業務に携わることも認められて来たものと理解（例：日本拠点の従業員が海外出張の途上において、あるいは、海外拠点の従業員が日本への出張の途上において）。今回のクロスボーダーBCPによっても、これらには影響ないものとの理解でよいか （参考：令和2年7月22日、金商法定義府令の一部改正に関する「Q&A」、項番1）	ご理解のとおりです。

		https://www.fsa.go.jp/news/r2/shouken/2020722-1/01.pdf	
27	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3) その他	海外から業務を実施することの有効性を予め確認するために、平時において本番同様の演習を短期間でも行うことが重要と考える。当該演習も、本枠組みの一環として捉えているが、その理解でよいのか。	貴見のとおり、業務継続計画の実効性・有効性を平時から確認することは重要であると考えられます。
28	金商業者向け指針 IV-3-1-6(3) 主要行等向け指針 Ⅲ-8-2(3) その他	「業務継続計画の実行時において、法令違反行為又は投資者保護上問題のある行為が行われていないかについて、内部管理部門による検証を行う態勢が確保されているか」について、危機時ゆえ、平時とまったく同様には行えない事態もご理解頂きたい。	業務実行時における内部管理部門の検証態勢は、危機事象の重要性や深刻度等に照らし、個別に判断すべき事項と考えられます。